

雜訴決斷所牒 稻荷社

當社領加賀國味智郷内水田貳拾町事

右任壽永二年九月日院廳下文、并文治二年九月五日關東下文、同三年三月留所下文、正嘉二年二月廿七日勅裁院宣等、宜令督領者。以牒。

建武元年九月四日 左衛門尉平朝臣 在判

儀同三司藤原朝臣 在判

正二位藤原朝臣 在判

正三位藤原朝臣 在判

十一月二十日。地頭沙彌幸蓮、鳳至郡總持寺聖

神社に御供田として櫛比莊二ヶ村の地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

奉寄進能登國櫛比庄内二ヶ村聖天社御供田事

合百町者 在判

在別番

二四三

右志趣者、爲天長地久御願圓滿、殊太上天皇御願皆満足兼又今度合戰、大將軍中院中將良定御朝臣所願成就、并願主幸蓮子孫繁昌息災延命心中所願成就故也。仍永代寄進之狀如件。

建武元年甲十一月廿日

地頭沙彌 在判

(太上天皇とあるは後醍醐天皇にして、中院中將良定は、當時能登の國司たりしものなるべく、建武二年四月廿一日國宣の袖制も、白鹿二年即ち正平元年四月二十日の條の中院右中將の袖制と同一にして、また良定なり。良定が定平の一名なることは尊卑分脈に見ゆ。)

建武二年 乙亥 紀元一九九五

三月五日。雜訴決斷所、加賀國衙をして八院長吏光源等の能美郡能美莊地頭職を濫妨するを停め、吉良省觀に之を交付せしむ。

【菊大路文書】 山城

二四四

雜訴決斷所牒 加賀國衙

足利上總前司入道省觀申、八院長吏光源以下輩、濫妨當

國能美庄地頭職事、副申狀

牒。於光源等者、違背勅裁之間可召進之。至下地者可

沙汰之由、先度成牒之處、本庄者雖打渡之、一針鄉保

長野新保并公文彦七以下分者無沙汰云々。任給旨可沙

汰省觀代。若有子細者可召進者。以牒。

建武二年三月五日 采女正中原 在判

民部卿藤原

前伊勢守小槻宿禰 在判

右京大夫藤原朝臣 在判

正三位藤原朝臣 在判

(公文彦七の八幡尙成なることは、建武二年六月十九日の條に見ゆ。)

【菊大路文書】

二四五

足利上總入道省觀代良信申、當國能美庄地頭職事、決斷所

牒。如此。早任御牒之旨、可致其沙汰之由、國宣所候

也。仍執達如件。

建武二年三月廿五日 書性長 恒 在判

加賀國御日代殿

三月十日。地頭政所、鳳至郡總持寺聖天社新寄

進御供田の坪付を定む。

【總持寺文書】 鳳至郡

定 聖天御供料田坪付事

合伍者 在牛町樋下

右四至堺者、南は八幡新免小田、北は大河、東西は高畝也。

仍新寄進御供料田坪付之狀如件。

建武二年三月十日 地頭政所 在判

(本文書は建武元年十一月二十日に地頭沙彌幸蓮の寄進したる聖天社御供田の坪付なるが如しといへども、田伍は百町ならざるべきが故に、更に後に追加